

平成31年 No.11

○東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則の制定について

改正理由

大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3月13日 教育研究評議会 審議・承認

○東京学芸大学大学院教育学研究科規程等の一部を改正する規程の制定について

改正理由

大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成31年 3月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年学則第 1 号

東京学芸大学大学院学則の一部を改正する学則

東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第 1 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 3月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第 7 号

東京学芸大学大学院教育学研究科規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成 8 年規程第13号）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第 3 号）
- (3) 東京学芸大学教育学部運営規程（平成 12 年規程第 17 号）

東京学芸大学大学院学則の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （研究科及び課程） 第2条 大学院に、教育学研究科及び<u>連合学校教育学研究科</u>を置く。 2 <u>教育学研究科に専門職学位課程及び修士課程を置き、連合学校教育学研究科に後期3年のみの博士課程を置く。専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。</u> （研究科及び課程の教育研究上の目的） 第3条 <u>研究科及び課程の教育研究上の目的は次のとおりとする。</u> （1）<u>教育学研究科は、学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。</u> ア <u>教育学研究科専門職学位課程は、教科等の指導や現代的教育課題に対する確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備え、教職員・保護者・地域の人々・専門家と協働して問題解決にあたるリーダー的存在としての教員（スクールリーダー）及び管理職を養成することを目的とする。</u> イ <u>教育学研究科修士課程は、次世代の教育を先導し、これからの社会で求められる先端的な課題を教育の側面から捉え直すことのできる高度の専門性と実践力をもった研究者・教育支援者を養成することを目的とする。</u> （2）<u>連合学校教育学研究科は、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</u> （連合学校教育学研究科の教育研究） 第4条 <u>連合学校教育学研究科の教育研究は、東京学芸大学（以下「本学」という。）、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学の協力により実施する。</u>	〔省略〕 （研究科） 第2条 大学院に、教育学研究科及び<u>連合学校教育学研究科</u>を置く。 2 <u>連合学校教育学研究科の教育研究は、東京学芸大学（以下「本学」という。）、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学の協力により実施する。</u> （研究科の目的） 第3条 <u>教育学研究科は、学部における教養教育及び専門教育の基礎の上に、豊かな人間性と科学的精神に立脚した教育研究活動を通して、教育の分野における高度専門職業人又は教育研究の推進者になるための優れた専門能力及び実践力を養うことを目的とする。</u> 2 <u>連合学校教育学研究科は、教育の理論と実践に関する諸分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</u> （課程） 第4条 <u>教育学研究科に専門職学位課程及び修士課程を置き、連合学校教育学研究科に後期3年のみの博士課程を置く。</u> 2 <u>前項の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。</u>

(専攻)

第5条 教育学研究科に、次の表のとおり専攻を置く。

課程	専攻
教職大学院の課程	<u>教育実践専門職高度化専攻</u>
修士課程	<u>次世代日本型教育システム研究開発専攻</u> <u>教育支援協働実践開発専攻</u>

2 連合学校教育学研究科に、学校教育学専攻を置く。

(学生定員)

第6条 教育学研究科の入学及び収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
----	------	------

(専攻)

第5条 教育学研究科に、次の表のとおり専攻を置く。

課程	専攻
教職大学院の課程	<u>教育実践創成専攻</u>
修士課程	<u>学校心理専攻</u> <u>特別支援教育専攻</u> <u>家政教育専攻</u> <u>国語教育専攻</u> <u>英語教育専攻</u> <u>社会科教育専攻</u> <u>数学教育専攻</u> <u>理科教育専攻</u> <u>技術教育専攻</u> <u>音楽教育専攻</u> <u>美術教育専攻</u> <u>保健体育専攻</u> <u>養護教育専攻</u> <u>総合教育開発専攻</u>

2 連合学校教育学研究科に、学校教育学専攻を置く。

(学生定員)

第6条 教育学研究科の入学及び収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
----	------	------

	<u>教育実践専門職高度化専攻</u>	<u>210名</u>	<u>420名</u>
	<u>次世代日本型教育システム研究開発専攻</u>	<u>20名</u>	<u>40名</u>
	<u>教育支援協働実践開発専攻</u>	<u>89名</u>	<u>178名</u>
計		319名	<u>638名</u>
2 連合学校教育学研究科学校教育学専攻の入学定員は30名とし、収容定員は90名とする。 〔省略〕 （標準修業年限等） 第10条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。 2 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程において、主として実務の経験を有する者に教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、当該学生の修業年限を1年とすることを認めることができる。			
	<u>教育実践創成専攻</u>	<u>40名</u>	<u>80名</u>
	<u>学校教育専攻</u>	<u>12名</u>	<u>22名</u>
	<u>学校心理専攻</u>	<u>26名</u>	<u>50名</u>
	<u>特別支援教育専攻</u>	<u>16名</u>	<u>30名</u>
	<u>家政教育専攻</u>	<u>10名</u>	<u>18名</u>
	<u>国語教育専攻</u>	<u>25名</u>	<u>48名</u>
	<u>英語教育専攻</u>	<u>10名</u>	<u>18名</u>
	<u>社会科教育専攻</u>	<u>32名</u>	<u>62名</u>
	<u>数学教育専攻</u>	<u>10名</u>	<u>18名</u>
	<u>理科教育専攻</u>	<u>32名</u>	<u>62名</u>
	<u>技術教育専攻</u>	<u>6名</u>	<u>10名</u>
	<u>音楽教育専攻</u>	<u>18名</u>	<u>34名</u>
	<u>美術教育専攻</u>	<u>18名</u>	<u>34名</u>
	<u>保健体育専攻</u>	<u>18名</u>	<u>35名</u>
	<u>養護教育専攻</u>	<u>6名</u>	<u>11名</u>
	<u>総合教育開発専攻</u>	<u>40名</u>	<u>80名</u>
計		319名	<u>612名</u>
2 連合学校教育学研究科学校教育学専攻の入学定員は30名とし、収容定員は90名とする。 〔省略〕 （標準修業年限等） 第10条 教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。 2 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程において、主として実務の経験を有する者に教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、当該学生の修業年限を1年とすることを認めることができる。 3 第1項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する			

3 教職大学院の課程及び修士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

4 博士課程の標準修業年限は、3年とする。
(在学年限)

第11条 大学院の学生の在学年限は、休学期間を除き、6年とする。

[省略]

(教職大学院の課程の修了要件)

第18条 教職大学院の課程に2年(第10条第2項の規定により履修する学生にあつては1年、第10条第3項の規定により履修する学生にあつては、認められた修業年限の年数)以上在学し、46単位(別に定める履修基準に規定する教職専門実習10単位を含む。)以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が教職大学院の課程の修了を認定する。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学する前に5年以上の教職経験を有する現職教員等について、別に定めるところにより、前項の教職専門実習のうち8単位を修得したものとみなすことができる。

(修士課程の修了要件)

第19条 修士課程に2年(第10条第3項の規定により履修する学生にあつては、認められた修業年限の年数)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「課題研究の成果」という。)の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うときの標準修業年限は、1年とする。

4 修士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、第1項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

5 博士課程の標準修業年限は、3年とする。
(在学年限)

第11条 大学院の学生の在学年限は、休学期間を除き、6年とする。ただし、前条第3項の規定により履修する学生の在学年限は、3年とする。

[省略]

(教職大学院の課程の修了要件)

第18条 教職大学院の課程に2年(第10条第2項の規定により履修する学生にあつては、1年)以上在学し、46単位(別に定める履修基準に規定する実習科目10単位を含む。)以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が教職大学院の課程の修了を認定する。

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学する前に5年以上の教職経験を有する現職教員等について、別に定めるところにより、前項の実習科目のうち7単位を修得したものとみなすことができる。

(修士課程の修了要件)

第19条 修士課程に2年(第10条第4項の規定により履修する学生にあつては、認められた修業年限の年数)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「課題研究の成果」という。)の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第3項の規定により履修する学生にあつては

〔省略〕

（科目等履修生）

- 第39条 本学大学院の学生以外の者で、大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

〔省略〕

（その他）

- 第44条 第3条第2号、第4条及び第10条第4項並びに第11条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は、連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の議を経なければならない。

〔省略〕

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第5条第1項及び第6条第1項の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、平成31年度の収容定員は次の表のとおりとする。

<u>専攻</u>	<u>収容定員</u>
-----------	-------------

、修士課程に1年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

〔省略〕

（科目等履修生）

- 第39条 本学の学生以外の者で、大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

〔省略〕

（その他）

- 第44条 第2条第2項、第3条第2項及び第10条第5項並びに第11条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は、連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の議を経なければならない。

〔省略〕

<u>教育実践専門職高度化専攻</u>	<u>210名</u>		
<u>次世代日本型教育システム研究開発専攻</u>	<u>20名</u>		
<u>教育支援協働実践開発専攻</u>	<u>89名</u>		
計	319名		

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）、東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）、東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）その他の関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 <u>(課程長等)</u> <u>第1条の2 東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号）第2条に規定する教育学研究科の課程（以下「課程」という。）にそれぞれ教職大学院長及び修士課程長（以下「課程長等」という。）を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。課程長等は、当該課程を統括する。</u> <u>2 課程にそれぞれ副教職大学院長及び副修士課程長（以下「副課程長等」という。）を置き、課程長等が指名する教授をもって充てる。副課程長等は、課程長等を補佐し、課程長等に事故あるときは、その職務を代行する。</u> <u>(課程会議)</u> <u>第1条の3 課程に課程会議を置く。</u> <u>2 課程会議は、毎月定期に課程長等が召集し、議長となる。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、課程長等は必要に応じて臨時に課程会議を召集することができる。</u> <u>(教育組織)</u> <u>第1条の4 教育組織は、専攻を基本単位とする。</u> <u>2 専攻は、別に定める当該専攻を構成する講座・分野（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。</u> <u>3 センターは、構成分野となることができる。</u> <u>(教職大学院に置く講座)</u> <u>第1条の5 教職大学院に教育実践創成講座（以下この条において「講座」という。）を置く。</u> <u>2 講座は、総合教育科学系長が統括する。</u> <u>3 講座に主任を置く。講座主任は、講座の運営に当たる。</u>	(趣旨) 第1条 東京学芸大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）、東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）、東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）その他の関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

4 講座に所属する教員は、教職大学院において教育上の職務に当たるものとする

（教育課程連携協議会）

第1条の6 専門職大学院設置基準第6条の2第1項の規定に基づき、教職大学院に教職大学院運営協議会を置く。

2 教職大学院運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

〔省略〕

（専攻代表）

第3条 専攻に代表を置き、当該専攻に所属する教員のうちから、教職大学院長又は修士課程長が指名する。

2 専攻代表は、当該専攻の運営に当たる。

3 専攻代表の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省略〕

（履修上のプログラム等）

第5条 教育学研究科における多様で、高度な専門的な学びを可能とするため、専攻に次表のとおり履修上のプログラム及びサブプログラムを開設する。

<u>専攻</u>	<u>プログラム</u>	<u>サブプログラム</u>
<u>教育実践専門職高度化</u>	<u>学校組織マネジメント</u>	
	<u>総合教育実践</u>	
	<u>教科領域指導</u>	<u>国語教育</u>
		<u>社会科教育</u>
		<u>数学教育</u>
		<u>理科教育</u>
		<u>音楽教育</u>
		<u>美術・工芸教育</u>
		<u>書道教育</u>
		<u>保健体育教育</u>

〔省略〕

（専攻代表）

第3条 専攻に代表を置き、当該専攻を担当する教授又は准教授をもって充てる。

2 専攻代表は、当該専攻の運営に当たる。

3 専攻代表の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省略〕

（コース及びサブコース）

第5条 専攻に、別表に掲げるコース及びサブコースを置く。

		技術教育	
		家庭科教育	
		英語教育	
		情報教育	
		幼児教育	
		養護教育	
	特別支援教育高度化		
	教育プロジェクト	学校教育課題	
		国際理解・多文化共生教育	
		環境教育	
次世代日本型教育システム研究開発			
教育支援協働実践開発	教育AI研究		
	臨床心理学		
	教育協働研究		
2 前項のプログラム及びサブプログラム（以下この項において「プログラム等」という。）を円滑に運営するため、当該プログラム等を担当する教員の中から代表者を各1名選出する。 〔省略〕 （履修方法及び修得単位数） 第8条 教職大学院の課程の学生は、所属する専攻の授業科目について、指導教員の指導により、表1の履修基準に基づき、46単位以上を修得しなければならない。 2 修士課程の学生は、所属する専攻及び関連する他の専攻並びに教職大学院の課程の授業科目について、指導教員の指導により、表2の履修基準に基づき、30単位以上を修得しなければならない。 3 教職大学院の課程の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、37単位とする。ただし、大学院学則第10条第2項の規定により履修する学生にあっては、41単位とする。			
〔省略〕 （履修方法及び修得単位数） 第8条 教職大学院の課程の学生は、所属する専攻の授業科目について、指導教員の指導により、表1の履修基準に基づき、46単位以上を修得しなければならない。 2 修士課程の学生は、所属する専攻及び関連する他の専攻並びに教職大学院の課程の授業科目について、指導教員の指導により、表2の履修基準に基づき、30単位以上を修得しなければならない。 3 教職大学院の課程の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、37単位とする。ただし、大学院学則第10条第2項の規定により履修する学生にあっては、41単位とする。			

表1 教職大学院の課程の履修基準

専攻 科目区分	教育実践専門職高度化 専攻
専攻科目	10単位以上
プログラム科目	6単位以上
高度選択科目	10単位以上
教職専門実習	10単位
課題研究	4単位以上
合 計	46単位以上

備考：教職専門実習10単位には、現職教員の経験等により修得したものとみなす8単位が含まれる。

表2 修士課程の履修基準

専攻 科目区分	次世代日本型教育シ ステム研究開発専攻	教育支援協働実践 開発専攻
専攻基盤科目	8単位	6単位
専攻基礎科目	2単位以上	2単位以上
専攻展開科目	8単位以上	10単位以上
専攻発展科目	8単位以上	8単位以上
特別研究	4単位以上	4単位以上
合 計	30単位以上	30単位以上

(教職大学院1年履修プログラム)

第9条 大学院学則第10条第2項に規定する履修上の区分を、「教職大学院1年履修プログラム」と称する。

2 教職大学院1年履修プログラムは、大学院学則第18条第2項の規定により、教職専門実習10単位のうち8単位を修得したものとみなされた学生を対象とする。
(特別プログラム等)

第10条 教職大学院に、社会的ニーズに応える実践的指導力を養成するため、特別プログラムを置く。

表1 教職大学院の課程の履修基準

専攻 科目群	教育実践創成専攻
共通科目	20単位
高度選択科目	10単位以上
教育実践創成演習・課題研究科目	6単位
実習科目	10単位
合 計	46単位

備考：実習科目10単位には、現職教員の経験等により修得したものとみなす7単位が含まれる。

表2 修士課程の履修基準

専攻		全専攻
科目群等		
教育実践開発科目群のうち共通選択必修科目		4 単位以上
教育実践研究法科目群	特別研究	4 単位以上
	特別研究以外の科目	6 単位以上
教育内容基礎研究科目群		0 単位以上
教職大学院の課程の高度選択科目		0 単位以上
合 計		30単位

(教職大学院1年履修プログラム)

第9条 大学院学則第10条第2項に規定する履修上の区分を、「教職大学院1年履修プログラム」と称する。

2 教職大学院1年履修プログラムは、大学院学則第18条第2項の規定により、実習科目10単位のうち7単位を修得したものとみなされた学生を対象とする。
(修士課程短期特別コース)

第10条 大学院学則第10条第3項に規定する履修上の区分を、「修士課程短期特別コース」と称する。

2 教職大学院において、高度開発研究法を学び、学術論文を作成することで研究能力の向上を図るため、教職大学院に高度研究プログラムを置く。

3 本学大学院と他の大学院（外国の大学院を含む。）との間で締結する協定に基づき、教育学研究科と当該他の大学院の双方が同一の学生に修士の学位を授与することを目的として、修士課程にダブルディグリー・プログラムを置く。

4 前3項のプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（入学資格）

第11条 教育学研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(9) 教育学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（入学資格）

第11条 教育学研究科に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(休学期間)

第12条 教育学研究科の休学期間は、2月以上1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める

[省略]

(休学期間)

第12条 教育学研究科の休学期間は、2月以上1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

[省略]

別表

<u>専攻</u>	<u>コース</u>	サブコース
<u>教育実践創成専攻</u>		
<u>学校教育専攻</u>	<u>学校教育</u>	
	<u>幼児教育</u>	
<u>学校心理専攻</u>	<u>学校心理</u>	
	<u>臨床心理</u>	
<u>特別支援教育専攻</u>	<u>特別支援教育</u>	
	<u>発達障害</u>	
	<u>支援方法</u>	
<u>家政教育専攻</u>	<u>家庭科教育</u>	
	<u>生活科学</u>	
<u>国語教育専攻</u>	<u>国語科教育</u>	
	<u>日本文学</u>	
	<u>中国古典学</u>	
	<u>日本語学</u>	
	<u>日本語教育</u>	
<u>英語教育専攻</u>	<u>英語科教育</u>	
	<u>英語学・英米文学文化</u>	
<u>社会科教育専攻</u>	<u>社会科教育</u>	
	<u>地理学</u>	
	<u>歴史学</u>	
	<u>哲学・倫理学</u>	

	<u>法学・政治学</u>	
	<u>経済学</u>	
	<u>社会学</u>	
	<u>数学科教育</u>	
<u>数学教育専攻</u>	<u>数学</u>	
<u>理科教育専攻</u>	<u>理科教育</u>	
	<u>物理学</u>	
	<u>化学</u>	
	<u>生物学</u>	
	<u>地学・環境科学</u>	
<u>技術教育専攻</u>	<u>技術科教育</u>	
	<u>技術科学</u>	
<u>音楽教育専攻</u>	<u>音楽科教育</u>	
	<u>音楽</u>	
<u>美術教育専攻</u>	<u>美術科教育</u>	
	<u>美術</u>	
	<u>総合美術</u>	
	<u>書道教育</u>	
<u>保健体育専攻</u>	<u>体育科教育</u>	
	<u>体育学</u>	
	<u>運動学</u>	
	<u>健康・スポーツ科学</u>	
<u>養護教育専攻</u>	<u>養護教育</u>	
<u>総合教育開発専攻</u>	<u>生涯教育</u>	
	<u>国際理解教育</u>	<u>多言語多文化教育</u>
		<u>地域研究教育</u>
	<u>情報教育</u>	
	<u>環境教育</u>	<u>環境教育</u>
	<u>表現教育</u>	<u>文化遺産教育</u>

<u>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>2 この規程による改正後の第5条及び第8条の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。</u> <u>3 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号）は廃止する。</u>	
--	--

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）第2条第1項に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。 （1）学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学，修了に関する事項 （2）学位の授与に関する事項 2 委員会は、前項に掲げるもののほか，研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。 （1）学位論文審査委員会の設置に関する事項 （2）学位に関する事項 （3）在学年数短縮修了に関する事項 （4）長期履修学生の認定に関する事項 （5）学生の修学指導に関する事項 （6）学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項 （7）学生の懲戒に関する事項 （8）カリキュラムに関する事項 （9）学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項 （10）既修得単位等認定単位に関する事項 （11）単位互換制度の運用に関する事項 （12）大学院説明会の実施に関する事項 （13）科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項 （14）教員養成高度化プロジェクトの運営に関する事項（東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト委員会規程（平成23年規程第9号）第3条に規定する審議・実施事項を除く。）	〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は、東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）第2条第1項に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。 （1）学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学，修了に関する事項 （2）学位の授与に関する事項 2 委員会は、前項に掲げるもののほか，研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。 （1）学位論文審査委員会の設置に関する事項 （2）学位に関する事項 （3）在学年数短縮修了に関する事項 （4）長期履修学生の認定に関する事項 （5）学生の修学指導に関する事項 （6）学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項 （7）学生の懲戒に関する事項 （8）カリキュラムに関する事項 （9）学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項 （10）既修得単位等認定単位に関する事項 （11）単位互換制度の運用に関する事項 （12）大学院説明会の実施に関する事項 （13）科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項 （14）教員養成高度化プロジェクトの運営に関する事項（東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト委員会規程（平成23年規程第9号）第3条に規定する審議・実施事項を除く。）

(15) その他委員会が必要と認めた事項 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>教職大学院</u>を所掌する副学長 (2) <u>修士課程</u>を所掌する副学長 (3) 学生生活を所掌する副学長 (4) キャリア支援を所掌する副学長 (5) 学系長 (6) 専攻代表 (7) <u>プログラム代表及びサブプログラム代表</u> 〔省略〕 (審議結果の報告) <u>第7条</u> 学系長は、第2条第1項に規定する事項の審議結果について、<u>学系教授会</u>に報告するものとする。 (部会)	(15) その他委員会が必要と認めた事項 <u>3 前項に規定する事項のうち、教育実践創成専攻（教職大学院）に係るものについては、教育実践創成専攻に置く専攻会議において審議することができる。</u> (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>修士課程</u>を所掌する副学長 (2) <u>教職大学院</u>を所掌する副学長 (3) 学生生活を所掌する副学長 (4) キャリア支援を所掌する副学長 (5) 学系長 (6) 専攻代表 〔省略〕 (<u>拡大研究科運営委員会</u>) <u>第7条 第2条第1項に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項を審議するため、拡大研究科運営委員会を置く。</u> (1) <u>学生の入学及び修了の判定に関する事項</u> (2) <u>学位の授与に関する事項</u> (3) <u>その他拡大研究科運営委員会が必要と認めた事項</u> <u>2 拡大研究科運営委員会は、第3条各号に掲げる委員に、コース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員各1名を加えて組織する。</u> <u>3 第4条、第5条及び第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第6号の委員」とあるのは、「第3条第6号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。</u> (審議結果の報告) <u>第8条</u> 学系長は、第2条第1項に規定する事項の審議結果について、<u>当該学系の教授会</u>に報告するものとする。 (部会)
--	---

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部学務課が処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔省略〕

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会キャリア支援部会要項（平成28年5月12日制定）、東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会カリキュラム運営部会要項（平成24年4月1日制定）及び東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項（平成20年4月2日制定）は廃止する。

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部学務課が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第12条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔省略〕

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (学系長) 第4条 学系長は、学系を統括し、これを代表する。 2 各学系長は、次のとおり群を所管し、群を構成する教室構成員の教育上の職務行為を統括する。 (1) 総合教育科学系長 総合教育科学群 (2) 人文社会科学系長 人文社会科学群 (3) 自然科学系長 自然科学群 (4) 芸術・スポーツ科学系長 芸術・スポーツ科学群 3 総合教育科学系長は、特別支援教育特別専攻科特別支援教育専攻を所管し、専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。 4 <u>各学系長は、別に定めるところにより共同して大学院教育学研究科の各専攻を所管し、専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。</u> 〔省略〕	〔省略〕 (学系長) 第4条 学系長は、学系を統括し、これを代表する。 2 各学系長は、次のとおり群を所管し、群を構成する教室構成員の教育上の職務行為を統括する。 (1) 総合教育科学系長 総合教育科学群 (2) 人文社会科学系長 人文社会科学群 (3) 自然科学系長 自然科学群 (4) 芸術・スポーツ科学系長 芸術・スポーツ科学群 3 総合教育科学系長は、特別支援教育特別専攻科特別支援教育専攻を所管し、専攻を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。 4 <u>各学系長は、次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては、コース。この項において「専攻等」という。）を所管し、専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。</u> <u>(1) 総合教育科学系長 教育実践創成専攻，学校教育専攻，学校心理専攻，特別支援教育専攻，家政教育専攻及び総合教育開発専攻（生涯教育コース）</u> <u>(2) 人文社会科学系長 国語教育専攻，英語教育専攻，社会科教育専攻及び総合教育開発専攻（国際理解教育コース）</u> <u>(3) 自然科学系長 数学教育専攻，理科教育専攻，技術教育専攻及び総合教育開発専攻（情報教育コース，環境教育コース）</u> <u>(4) 芸術・スポーツ科学系長 音楽教育専攻，美術教育専攻，保健体育専攻，養護教育専攻及び総合教育開発専攻（表現教育コース）</u> 〔省略〕
第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する<u>分野及び教育実践創成講座</u>（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。	第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する<u>分野</u>（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。

- 2 分野に所属する教員は、学校教育系又は教育支援系のいずれか1つの教室の構成員（以下「教室構成員」という。）となる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）により採用された特任教員は、教室構成員となるものとする。ただし、別表第3に掲げる構成員数には含めないものとする。
- 第11条 センターは、構成分野となることができる。
- 2 センターが構成分野となる場合、当該教室及び構成分野は、教室運営及び人事に関して、当該センターの業務に支障をきたさないように配慮する。
- 第12条 教室構成員は、原則として固定する。ただし、教室構成員に変更の必要が生じた場合（欠員補充の場合を除く。）は、当該教室及び構成分野の議を経た後、教育研究評議会の承認を得て変更することができる。
- 第13条 構成分野以外で、当該教室と密接な関係がある分野及びセンター（以下「関連分野」という。）は、別表第4のとおりとする。

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

学校教育系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
学校教育	10	学校教育学 10
学校心理	12	学校心理学 7 臨床心理学 2 <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u> 3
幼児教育	4	幼児教育学 <u>3</u> <u>教育実践創成</u> <u>1</u>
国際教育	6	学校教育学 5 国際教育センター 1
特別支援教育	12	特別ニーズ教育 2 発達障害学 <u>2</u> 支援方法学 <u>3</u>

- 2 分野に所属する教員は、学校教育系又は教育支援系のいずれか1つの教室の構成員（以下「教室構成員」という。）となる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）により採用された特任教員は、教室構成員となるものとする。ただし、別表第3に掲げる構成員数には含めないものとする。
- 第11条 センターは、構成分野となることができる。
- 2 センターが構成分野となる場合、当該教室及び構成分野は、教室運営及び人事に関して、当該センターの業務に支障をきたさないように配慮する。
- 第12条 教室構成員は、原則として固定する。ただし、教室構成員に変更の必要が生じた場合（欠員補充の場合を除く。）は、当該教室及び構成分野の議を経た後、教育研究評議会の承認を得て変更することができる。
- 第13条 構成分野以外で、当該教室と密接な関係がある分野及びセンター（以下「関連分野」という。）は、別表第4のとおりとする。

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

学校教育系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
学校教育	10	学校教育学 10
学校心理	12	学校心理学 7 臨床心理学 2 <u>教育実践研究支援センター</u> 3
幼児教育	4	幼児教育学 <u>4</u>
国際教育	6	学校教育学 5 国際教育センター 1
特別支援教育	12	特別ニーズ教育 2 発達障害学 <u>3</u> 支援方法学 <u>4</u>

		教育実践創成2 特別支援教育・教育臨床サポートセン ター3				教育実践研究支援センター3	
家庭科	8	家庭科教育学3 生活科学4 教育実践創成1		家庭科	8	家庭科教育学3 生活科学5	
環境教育	6	地理学1 経済学1 環境科学2 環境教育研究センター2		環境教育	6	地理学1 経済学1 環境科学2 環境教育研究センター2	
国語科	20	国語科教育学4 日本語学・日本文学9 中国古典学2 日本語教育学2 教育実践創成2 留学生センター1		国語科	20	国語科教育学5 日本語学・日本文学9 中国古典学2 日本語教育学3 留学生センター1	
英語科	10	英語科教育学3 英語学・英米文学・文化研究5 教育実践創成2		英語科	10	英語科教育学5 英語学・英米文学・文化研究5	
社会科 (社会科教育学) (地理学) (歴史学) (哲学) (法学・政治学) (経済学) (社会学)	28	社会科教育学4 地理学4 歴史学6 哲学・倫理学3 法学・政治学3 経済学3 社会学4 教育実践創成1		社会科 (社会科教育学) (地理学) (歴史学) (哲学) (法学・政治学) (経済学) (社会学)	28	社会科教育学5 地理学4 歴史学6 哲学・倫理学3 法学・政治学3 経済学3 社会学4	
数学科	18	数学科教育学3 数学13 教育実践創成2		数学科	18	数学科教育学5 数学13	

情報教育	4	技術科学 情報科学 <u>教育実践創成</u> <u>I C Tセンター</u>	1 <u>0</u> <u>1</u> <u>2</u>		情報教育	4	技術科学 情報科学 <u>教育実践研究支援センター</u> <u>情報処理センター</u>	1 <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	
理科 (理科教育学) (物理学) (化学) (生物学) (地学)	4 0	理科教育学 環境科学 物理科学 環境科学 分子化学 環境科学 理科教員高度支援センター 生命科学 理科教員高度支援センター 宇宙地球科学 環境科学 <u>教育実践創成</u>	<u>3</u> 1 8 1 7 1 1 <u>6</u> 1 8 1 <u>2</u>		理科 (理科教育学) (物理学) (化学) (生物学) (地学)	4 0	理科教育学 環境科学 物理科学 環境科学 分子化学 環境科学 理科教員高度支援センター 生命科学 理科教員高度支援センター 宇宙地球科学 環境科学	<u>4</u> 1 8 1 7 1 1 <u>7</u> 1 8 1	
技術科	6	技術科教育学 技術科学 <u>教育実践創成</u>	<u>1</u> 4 <u>1</u>		技術科	6	技術科教育学 技術科学	<u>2</u> 4	
音楽科	1 5	音楽科教育学 音楽 <u>教育実践創成</u>	<u>3</u> <u>1 0</u> <u>2</u>		音楽科	1 5	音楽科教育学 音楽	<u>4</u> 1 1	
美術科	1 5	美術科教育学 美術 <u>教育実践創成</u>	<u>3</u> <u>1 0</u> <u>2</u>		美術科	1 5	美術科教育学 美術	<u>4</u> <u>1 1</u>	
書道科	4	書道 <u>教育実践創成</u>	<u>3</u> <u>1</u>		書道科	4	書道	<u>4</u>	

保健体育科	1 4	体育科教育学 <u>3</u> 体育学 2 運動学 6 健康科学 <u>1</u> <u>教育実践創成</u> <u>2</u>
養護教育	5	養護教育 <u>4</u> <u>教育実践創成</u> <u>1</u>
合計	2 3 7	

教育支援系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
生涯学習	8	生涯教育学 4 生活科学 1 文化財科学 3
カウンセリング	5	臨床心理学 5
ソーシャルワーク	5	特別ニーズ教育 1 生活科学 1 社会福祉 3
多文化共生教育	1 6	英語学・英米文学・文化研究 2 ヨーロッパ言語・文化研究 2 アジア言語・文化研究 3 歴史学 <u>0</u> 地理学 1 哲学・倫理学 1 地域研究 5 法学・政治学 1 <u>教育実践創成</u> <u>1</u>
情報教育	4	情報科学 3 <u>I C Tセンター</u> 1

保健体育科	1 4	体育科教育学 <u>4</u> 体育学 2 運動学 6 健康科学 <u>2</u>
養護教育	5	養護教育 <u>5</u>
合計	2 3 7	

教育支援系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
生涯学習	8	生涯教育学 4 生活科学 1 文化財科学 3
カウンセリング	5	臨床心理学 5
ソーシャルワーク	5	特別ニーズ教育 1 生活科学 1 社会福祉 3
多文化共生教育	1 6	英語学・英米文学・文化研究 2 ヨーロッパ言語・文化研究 2 アジア言語・文化研究 3 歴史学 <u>1</u> 地理学 1 哲学・倫理学 1 地域研究 5 法学・政治学 1
情報教育	4	情報科学 3 <u>教育実践研究支援センター</u> 1

表現教育	5	英語学・英米文学・文化研究 音楽 美術 演劇	1 1 1 2
生涯スポーツ	7	体育学 運動学 健康科学	3 3 1
合計	50		

別表第4

関連分野一覧

学校教育系

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
学校教育		生涯教育学, <u>特別支援教育・教育臨床サポーターセンター</u> , <u>次世代教育研究センター</u>
学校心理		
幼児教育		
国際教育		
特別支援教育		
家庭科		
環境教育		生涯教育学, 生活科学, 理科教育学, 物理学, 分子化学, 生命科学, 宇宙地球科学, 文化財科学, 体育科教育学, 体育学, 運動学, 健康科学
国語科		
英語科		地域研究
社会科		地域研究, 社会福祉, 文化財科学
数学科		
情報教育		
理科		文化財科学, 情報科学

表現教育	5	英語学・英米文学・文化研究 音楽 美術 演劇	1 1 1 2
生涯スポーツ	7	体育学 運動学 健康科学	3 3 1
合計	50		

別表第4

関連分野一覧

学校教育系

教室名	関連分野名	
	左 欄	右 欄
学校教育		生涯教育学, <u>教育実践研究支援センター</u> , <u>教員養成カリキュラム開発研究センター</u>
学校心理		
幼児教育		
国際教育		
特別支援教育		
家庭科		
環境教育		生涯教育学, 生活科学, 理科教育学, 物理学, 分子化学, 生命科学, 宇宙地球科学, 文化財科学, 体育科教育学, 体育学, 運動学, 健康科学
国語科		
英語科		地域研究
社会科		地域研究, 社会福祉, 文化財科学
数学科		
情報教育		
理科		文化財科学, 情報科学

技術科		
音楽科		
美術科		
書道科		
保健体育科	養護教育	
養護教育	体育科教育学，体育学，運動学，健康科学	保健管理センター

教育支援系

教 室 名	関 連 分 野 名	
	左 欄	右 欄
生涯学習	歴史学，美術	学校教育学，地理学，法学・政治学，社会学，理科教育学，物理化学，分子化学，生命化学，宇宙地球科学，環境科学，運動学，環境教育研究センター，理科教員高度支援センター
カウンセリング	保健管理センター，国際教育センター	学校心理学， <u>特別支援教育・教育臨床サポートセンター</u>
ソーシャルワーク		
多文化共生教育	留学生センター，教員養成開発連携センター	国語科教育学，日本語学・日本文学，中国古典学，日本語教育学，英語科教育学，社会科教育学，経済学，社会学，社会福祉
情報教育	技術科学分野， <u>ICTセンター</u>	
表現教育		日本語学・日本文学，音楽科教育学，書道，体育学
生涯スポーツ	体育科教育学，養護教育	保健管理センター

附 則

- 1 この規程は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第3及び別表第4の規定は，平成31年度入学者か

技術科		
音楽科		
美術科		
書道科		
保健体育科	養護教育	
養護教育	体育科教育学，体育学，運動学，健康科学	保健管理センター

教育支援系

教 室 名	関 連 分 野 名	
	左 欄	右 欄
生涯学習	歴史学，美術	学校教育学，地理学，法学・政治学，社会学，理科教育学，物理化学，分子化学，生命化学，宇宙地球科学，環境科学，運動学，環境教育研究センター，理科教員高度支援センター
カウンセリング	保健管理センター，国際教育センター	学校心理学， <u>教育実践研究支援センター</u>
ソーシャルワーク		
多文化共生教育	留学生センター，教員養成開発連携センター	国語科教育学，日本語学・日本文学，中国古典学，日本語教育学，英語科教育学，社会科教育学，経済学，社会学，社会福祉
情報教育	技術科学分野， <u>情報処理センター</u>	
表現教育		日本語学・日本文学，音楽科教育学，書道，体育学
生涯スポーツ	体育科教育学，養護教育	保健管理センター

ら適用し，平成30年度以前に入学した者については，なお，従前の例による。